

# 当院診療所に基づき

## 指定施設基準として以下の項目を定めます。

### 1. 「届出医療」に関するもの

#### ◎入院基本料

- ・有床診療所入院基本料4を算定しております。
- ・当院には看護師10名を含む17名の看護職員が勤務しています。
- ・入院食事（Ⅱ）を算定しております。

◎当院では下記のものを実施するにあたり厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨を九州厚生局長に届出ている保険医療機関です。

- ・入院診療計画に関する基準
- ・院内感染防止対策に関する基準
- ・医療安全管理体制に関する基準
- ・褥瘡対策制整備に関する基準
- ・意思決定支援に関する基準
- ・身体的拘束最小化に関する基準
- ・看護配置加算1に関する基準
- ・夜間看護配置加算2に関する基準
- ・透析液水質確保加算に関する基準  
(平成22年4月1日届出受理)

### 2. 特定療養費に関するもの

当院では特別な療養環境の提供（室料差額）にあたり、以下の別途料金が必要となります。

1号・3号 (個室/TV・洗面・トイレ・クローゼット・冷蔵庫完備)	2000円
2号(個室/TV・クローゼット完備)	1000円

当院はオンライン資格確認システムを導入し診療を行い、  
以下の内容を算定しております。

### 初診

◆ 医療情報取得加算 1 3点

(マイナ保険証未使用〔健康保険証を使用〕の場合)

(マイナ保険証を使用するも、診療情報の取得に同意されなかった場合)

◆ 医療情報取得加算 2 1点

(マイナ保険証を使用し、診療情報の取得に同意された場合)

(保険医療機関から診療情報の提供を受けた場合)

### 再診

◆ 医療情報取得加算 3 2点 (3月に1回)

(マイナ保険証未使用〔健康保険証を使用〕の場合)

(マイナ保険証を使用するも、診療情報の取得に同意されなかった場合)

◆ 医療情報取得加算 4 1点 (3月に1回)

(マイナ保険証を使用し、診療情報の取得に同意された場合)

(保険医療機関から診療情報の提供を受けた場合)

正確な診療情報を取得・活用するため、

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行 について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致しております。

明細書には、行われた検査・処置の名称や使用した薬剤の名称が記載されているものですので、その点 御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## 患者様へのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、医師までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。